

第7回 伊予市子ども・子育て会議 議事録

日 時 : 平成28年12月15日(木)
午後1時25分～午後2時45分

場 所 : 伊予市総合保健福祉センター
2階 第1・2会議室

出席者 : 谷田綾子委員、柴山 泉委員、村上早苗委員
(委員) 松本綾美委員、徳本貞文委員、宮崎拓哉委員
大上紋子委員、友沢祐一委員、中岡典子委員、
谷本圭司委員、上本昌幸委員、西田孝博委員
鷹岡正直委員、柴中美保委員、西川重子委員
(事務局) 向井美之委員、篠崎美香委員
下岡裕基子育て支援課長
太森真喜恵子育て支援課課長補佐
川本係長
小田忠幸学校教育課課長補佐

欠席者 : 長見一光委員、浅山 貢委員、堀 泰徳委員

次 第 : 1 開会
2 委嘱状交付
3 市長あいさつ
4 自己紹介
5 子ども・子育て支援制度の概要について
6 会長・副会長の選任
7 議事
(1) 平成28年度 伊予市子ども・子育て支援事業について
(2) 平成29年度 伊予市子ども・子育て支援事業(案)について
(3) 教育・保育士説・地域型保育事業の利用定員の設定について
(4) その他
8 閉会

○事務局

それでは、失礼いたします。

定刻より少し早いですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから第7回伊予市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

私は当会の事務局であります子育て支援課の太森と申します。ふなれではございますが、当会議の会長が選任されますまで、会の進行を務めさせていただきます。

それでは、お手元配付の会次第に基づきまして、会議を進めさせていただきます。

まず初めに、武智邦典伊予市長より委嘱状、任命書の交付をいたします。

交付は、委員を代表しまして伊予市社会福祉協議会会長上本昌幸様にお願ひ申し上げます。そのほかの皆様につきましては、大変恐縮ですが、各席にお届けしてありますので、御確認をお願いいたします。

なお、伊予市子ども・子育て会議条例第4条の規定により、委員の任期は委嘱または任命の日から平成31年3月31日までの約3年間となっております。

それでは、交付をお願いいたします。

○武智市長

委嘱状。伊予市社会福祉協議会会長上本昌幸様。伊予市子ども・子育て会議委員に委嘱します。任期、委嘱日から平成31年3月31日まで。平成28年12月15日、伊予市長武智邦典。よろしくをお願いいたします。

○事務局

では続きまして、武智昇典伊予市長が御挨拶を申し上げます。

○武智市長

どうも皆さん、こんにちは。

幾分寒くなってきておりますけれども、お忙しい中御参集賜りまして、本当にありがとうございます。一言御挨拶を申し上げます。

本日は、年の瀬の御多用の中、伊予市子ども・子育て会議に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、このたびは子ども・子育て会議委員への就任をお願いいたしましたところ、快く御承諾をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、皆様御案内のとおり、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、子育て支援に係る制度が大きく変更されております。本市におきましては、特に地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、本年4月1日から病児・病後児保育室「いよっこすまいる」をぐんちゅう保育所隣の旧子育て支援センターに開設をいたしました。

開設当初から多くの皆様に御利用をいただいておりますが、利用するための登録者が11月末現在で390人となり、定員6人で事業を開始いたしましたが、9月からは10人まで定員を拡大いたしております。

さらに、ここでは保育士や看護師が、保護者にかわりお子さんの保育所や学校へのお迎えから医療機関での受診までを行い、お預かりをする全国初のお迎えサービスという取り組みも行っているところでございます。

同じく4月1日から総合保健福祉センター2階におきましては、伊予市に居住するゼロ歳から18歳までの子供とその保護者を対象に子供にかかわるさまざまな問題について、保健・福祉・教育などの分野から総合的に、また専門的な相談支援を行う伊予市子ども総合センターを開設をいたしました。こちらにつきましても、10月末現在で486件と多くの子ども・子育てに関する御相談をいただいております。

また、9月からは総合保健福祉センター1階におきまして、不登校児童・生徒の学校復帰を目的とした適応指導教室はばたきを開設いたしましたところでございます。当教室には10月末現在で児童・生徒10名が在籍をいたしており、学校や関係機関とともに連携し、子供たちの社会的自立及び学校復帰の支援を行っておるものでございます。

現在伊予市におきましては、地方交付税の減額等により財政状況は厳しさを増しておりますけれども、これからも可能な限り子育て支援に力を注いでまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解を賜りたいと存じます。

終わりに臨み、さらなる子育て支援の充実のため、議員の皆様にはそれぞれのお立場で豊富な見識のもと、忌憚のない御意見をいただくとともに、御協力を切にお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○事務局

ありがとうございました。

では続きまして、自己紹介に入りたいと思います。

本日、長見委員さん、堀委員さん、浅山委員さんからは他の用務のため、

欠席の連絡がございましたので、御報告いたします。

本日が初めての会議であり、御出席の委員の皆様は初めてお会いされる方もおられると思いますので、恐れ入りますが、自己紹介をお願いしたいと存じます。自己紹介の順番につきましては、配付しております資料1、子ども・子育て会議関係者名簿の順番に従いまして、谷田委員さんから順番に自己紹介をお願いいたします。

○谷田綾子委員 失礼します。伊予市立幼稚園PTA連絡協議会会長をさせていただいております、北山崎幼稚園でPTA会長をしております谷田綾子です。よろしく申し上げます。

○柴山 泉委員 ぐんちゅう保育所保護者会会長の柴山です。申し上げます。

○村上早苗委員 社会福祉法人エリム会さくら幼児園の副園長をしております村上早苗です。どうぞよろしく申し上げます。

○松本綾美委員 天使幼稚園園長をしております松本綾美と申します。よろしく申し上げます。

○徳本貞文委員 児童センターみんくるのセンター長をいたしております徳本貞文と申します。よろしく申し上げます。

○宮崎拓哉委員 伊予くじら小規模保育園、伊予ぺんぎん小規模保育園、来年度に伊予くじら認定こども園の設立を予定しています社会福祉法人くじらの理事をします宮崎と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○大上紋子委員 皆様、こんにちは。私は聖カタリナ大学短期大学部の大上紋子と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○友沢祐一委員 失礼します。元の第三養護学校の校長、現在見奈良特別支援学校の校長をしておりました友沢と申します。よろしく申し上げます。

- 中岡典子委員 元教育委員長中岡典子と申します。現在は伊予小校区放課後子ども教室のコーディネーターをしております。よろしくお願いいたします。
- 谷本圭司委員 失礼いたします。
失礼します。今年の3月末まで港南中学校のほうでお世話になっておりました谷本圭司と申します。よろしくお願いいたします。
- 上本昌幸委員 伊予市社会福祉協議会の会長をしております上本昌幸と言います。よろしくお願ひします。
- 西田孝博委員 伊予市民生児童委員協議会会長をしております西田です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 鶴岡正直委員 失礼します。教育委員会事務局長の鶴岡正直と申します。よろしくお願いいたします。
- 柴中美保委員 失礼します。伊予市立幼稚園連合会の会長をしています柴中美保です。どうぞよろしくお願ひします。
- 向井美之委員 失礼いたします。伊予市保育協議会会長をさせていただいております、ぐんちゅう保育所所長の向井美之と言います。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 篠崎美香委員 失礼いたします。篠崎美香と申します。私はこの中で唯一の市民委員ですので、市民の皆様の御意見をこちらに持ってこられるように頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。
- 西川重子委員 失礼します。伊予市福祉事務所長の西川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 事務局 事務局となります子育て支援課長の下岡と申します。今年3月までの2年間、子ども・子育て会議の担当を務めさせていただきました。委員の皆様様の御協力によりまして、何とか伊予市子ども・子育て支援事業計画を策定することができました。大変お世話になりました。そして、この会の委員さんの任期は3年間ということで、委員の皆様には大変御負担をおかけいたしますが、今後ともよろしく願いいたします。
- 事務局 失礼いたします。同じく子育て支援課の太森と申します。この会の事務局を担当させていただきます。よろしく願いします。
- 事務局 お世話になります。教育委員会の学校教育課課長補佐の小田と申します。よろしく願いいたします。
- 事務局 子育て支援課で係長をしております川本です。よろしく願いいたします。
- 事務局 ありがとうございました。
ここで、伊予市長につきましては、公務のため退席をさせていただきます。
- 武智市長 済みません、どうぞよろしく願いいたします。
- 事務局 そしたら次に、次第の5番、子ども・子育て支援制度の概要につきまして、経過報告を事務局のほうからさせていただきます。
なお、資料ですが、お手元にお配りしている資料の資料3を御準備ください。
子ども・子育て支援新制度について、まず概要として、1番のところをごらんください。
国は平成27年度から質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大と確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子供を産み育てやすい社会を形成することを目的とした子ども・子育て支援新制度を実施しています。

○事務局

新制度では、大きく3つの柱があるんですが、まず1つ目として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付制度等の創設です。そして、2つ目としまして、地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブなど地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の拡充、そして、3つ目としまして、幼稚園と保育所の予算をあわせ持ち、地域の子育て支援を総合的に提供する認定こども園の普及、促進を上げております。

これらにつきまして、国が示している新制度の実施に係る基本指針に基づき、平成27年度から31年度までの5カ年を計画期間とする伊予市子ども・子育て支援事業計画を平成27年3月に策定し、計画的に推進をしているところです。

2番目としまして、現在までの経過について御説明申し上げます。

1番としまして、主な国の動きですが、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立をいたしました。1つ目が子ども・子育て支援法、2つ目が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、そして3つ目が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律です。平成25年4月から内閣府主管として国のほうで子ども・子育て会議が開催されております。

2番目としまして、伊予市の取り組みです。

平成25年度は、9月25日に伊予市子ども・子育て会議条例を制定いたしました。11月30日に第1回伊予市子ども・子育て会議を開催、12月に伊予市子ども・子育て支援事業計画策定に必要なニーズ調査を実施しております。26年3月15日に2回目の伊予市子ども・子育て会議を開催しました。

平成26年度は、7月に伊予市子ども・子育て支援事業計画骨子案の作成をし、8月、9月、12月と子ども・子育て会議を開催しております。そして、27年、年明けましてから伊予市子ども・子育て支援事業計画案を市長へ答申いたしまして、3月に伊予市子ども・子育て事業計画策定をしております。

平成27年度になりまして、4月1日に子ども・子育て支援新制度が開始しました。

○事務局

4月30日に伊予くじら小規模保育園の事業認可をし、5月1日に開設、8月31日にみかん保育園への事業認可を行い、9月1日に開設、9月30日に伊予ペンギん小規模保育園への事業認可を行い、10月1日に開設をしております。28年3月15日に第6回目の伊予市子ども・子育て会議を開催。

今年度、平成28年度といたしましては、4月1日に伊予市病児・病後児保育室いよっこすまいるを開設、同じく伊予市子ども総合センターを開設しております。9月1日に伊予市適応指導教室はばたきを開設、そして本日、12月15日に第7回目の伊予市子ども・子育て会議を開催しております。

以上で経過説明を終わります。

では、ここで、お手元に配付をさせていただいてます資料の確認をさせていただきます。

本日配付しております資料は、先日、案内通知に同封しておりました伊予市子ども・子育て支援事業計画と伊予市病児・病後児保育室のアンケート、それから伊予市子ども総合センターのチラシを除いておりますので、御注意ください。

本日配付の資料は、お手元の第7回伊予市子ども・子育て会議資料一覧に沿って確認をお願いいたします。

まず、会議次第、次に資料1、伊予市子ども・子育て会議関係者名簿、資料2、会議の公開に関する資料、資料3、子ども・子育て支援新制度について、資料4、平成28年度病児・病後児保育室利用状況、資料5、平成28年度子ども総合センター相談受理状況、資料6、平成28年度はばたき教室月別在籍者数、体験者数、見学者数、資料7、伊予市母子健康包括支援センター（仮称）、資料8、愛顔の子育て応援事業について、資料9、伊予くじら認定こども園完成予想図、資料10、子ども・子育て支援法に基づく利用定員設定について。

なお、配付済みの資料などお忘れになった方はお知らせください。

少し余分がありますので、配付をしたいと思います。

今御説明した資料は配付漏れございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次第6の会長・副会長の選任に入りたいと思います。

資料は、お手元の伊予市子ども・子育て支援事業計画の73ページをお開きください。

○事務局

伊予市子ども・子育て会議条例第5条におきまして、子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定めることとなっております。どなたか会長、副会長の推薦や立候補をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

御意見がありませんので、事務局から提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局

ありがとうございます。

それでは、事務局から提案をさせていただきます。

会長には伊予市社会福祉協議会会長の上本昌幸委員さん、副会長には聖カタリナ大学短期大学部保育学科長の太上紋子委員さんをお願いできたらと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

拍手をいただきましたので、御承認いただきました。ありがとうございます。

それでは、上本昌幸委員さんに会長を、太上紋子委員さんに副会長をお願いするということで決定をさせていただきます。

お二人におかれましては、会長席、副会長席、前のほうへ移動をお願いいたします。

○上本昌幸会長

ただいま会長に選出をいただきました上本でございます。

前回に引き続いてということで、恐縮しております。重要な役割を仰せつかりましたので、各委員の皆様方の御協力をいただきながら、円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○太上紋子委員

ただいま副会長に選出していただきました太上でございます。

初めて参加させていただく会です。何もちょっとわからない感じなんですけれども、当会の目的が達成できますように一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

ここで、委員の皆様へのお願いについて、改めて説明をさせていただきます。

この会議は、地方自治法に本拠を置く附属機関となり、委員の皆様は伊予市の非常勤特別職職員という位置づけになります。伊予市子ども・子育て支援事業計画の73ページの伊予市子ども・子育て会議条例第2条に定めております事項について、調査、審議をし、市長に意見を述べていただきます。市長は、意見を尊重し、最終的な意思決定をします。この会議では、さまざまな意見をいただく場ではありますが、要望、陳情の場ではないということを御了承ください。

次に、委員として守っていただきたいことです。

こちらは法的に明確な規定はありませんが、本市の特別職の職員として次の事項の検証をお願いいたします。

1つ目ですが、法令を遵守し、市の信用を失うような行為はしないでください。

2つ目として、審議会で知り得た秘密は守ってください。委員でなくなった後も同様です。

次に、3つ目ですが、委員の肩書を名乗っていただくことは構いませんが、その肩書で政治活動、宗教活動は行わないようにお願いします。

では、本日の議事に入ります前に、報告を申し上げます。

先ほどの伊予市子ども・子育て支援事業計画の74ページの伊予市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、会議は委員の半数以上の出席で成立いたします。この会議の定数は20名で、定足数は10名です。本日は17名の御出席をいただいておりますので、会議の成立を報告申し上げます。

それでは、これから先の議事進行につきましては、条例第6条第1項の規定により、会長に議長としての進行をお願いしたいと思います。

上本会長様、よろしく願いいたします。

○上本昌幸会長

それでは、ここからは私が議長として本日の会議を進めさせていただきますので、御協力のほどお願いいたします。

まず、本会議の公開について確認させていただきます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

本会議におきましては、資料2を御準備ください。

資料2の1ページ、伊予市自治基本条例第22条第2項及び伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則第12条第1項の規定により原則公開することになっております。当会議の内容を市民の皆さんへ公開し、会議運営の透明性の確保を図るため、全面公開とさせていただきますので、御了承ください。そして、会議録につきましては、資料2の3ページ、伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則第16条の規定により市のホームページに公開してまいります。

なお、議事録作成のため録音の御了承をお願いいたします。

○上本昌幸会長

それでは、会議録の公開及び議事録作成のための録音について御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本昌幸会長

ありがとうございます。承認といたします。

続きまして、事務局へお尋ねします。

本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局

本日は傍聴希望者はおりません。

○上本昌幸会長

それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、(1)平成28年度伊予市子ども・子育て支援事業について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料は資料4、病児・病後児保育室の利用状況についてを御準備ください。

こちらの資料は、平成28年4月から11月末までの伊予市病児・病後児保育室の利用状況について表にまとめたものでございます。

表の3段目、利用登録者数ですが、11月末現在で累計390名でございます。利用者の延べ人数は454名となっております。1日平均の利用者数についてですが、下から3段目に書いてございますが、大体2名から4名程度です。

○事務局

また、伊予市独自のサービスであるお迎えサービスの利用件数についてですが、お迎えサービスは下から2行目に書いてございますが、11月末現在で16件です。この16件のうち、病院へ受診をしたケースは3件でした。

この病児・病後児保育事業ですが、昨年度までは近隣の小児科のほうに委託をして行っておりましたが、今年度は直営で行っておりまして、利用者がほぼ倍増しております。たくさんの方に利用をいただいているような状況です。

資料4については以上でございます。

続きまして、資料5、資料6について、川本のほうから御説明いたします。

○事務局

失礼します。平成28年度の子ども総合センターの相談受理状況について御報告させていただきます。4月から11月末までの集計となっております。

まず、1番、児童・家庭相談、(1)相談内容について、養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談とありますが、養護相談については児童虐待、保健相談については特定妊婦等の保健センターとの連携の相談、障害については発達障害等の相談、非行相談については問題行動等の相談、育成相談は不登校の相談となっております。各4月からの集計をしております。合計で564件となっております。それに伴う相談経路について、都道府県、市町村、児童福祉施設等ございますけれども、そこからの相談について集計をさせてもらっております。4月から11月までで合計が564件です。

次に、相談方法なんですけれども、訪問による相談、来所による相談、電話による相談ということで、集計のほうをさせてもらっております。

2番、配偶者からの暴力DVの相談について、(1)相談経路については、市町村、警察の集計で、11月末までで4件となっております。

次のページをめくっていただけたらと思っております。

この子ども総合センターの機関紙であります「あしたもしあわせ通信」は、毎月4月から発行しております。後ほど、また皆さんごらんになっていただけたらと思います。

続きまして、資料6、適応指導教室はばたきの実績を報告させていただきます。はばたきについては、今年の9月1日から正式に開所をしております。

○事務局

1番、正式在籍者数であります、11月末現在で小学生1名、中学生11名となっております。体験入学者の在籍数なんですけれども、9月、10月、11月と体験者のほうが訪れておりますので、数字等もまた御確認していただけたらと思います。

児童・生徒の出席の延べ人数、体験を含む数字なんですけれども、9月が125人、10月が167人、11月が172人となっております。

4番の相談延べ人数なんですけれども、9月が13件、10月が22件、11月が17件、5番の見学者の延べ人数については、9月が24件、10月が27件、11月が14件となっております。

1枚めくっていただきまして、このはばたきについても機関紙を9月から発行しております。後ほど皆様でお目を通していただけたらと思っております。

それと、この子ども総合センターの「あしたもしあわせ通信」と「はばたきのはばたきだより」、こちらのほう、今後皆様のほうに毎月送らせていただけたらと思っておりますので、御報告させていただきます。

以上で終わらせていただきます。

○事務局

平成28年度伊予市子ども・子育て支援事業については、事務局からは以上でございます。

○上本昌幸会長

この件につきまして何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○西田委員

この今はばたきだよりと「あしたもしあわせ通信」という2つの機関紙を発行されてますけれども、現在はどこに配布されてるんですか。それと、今後の配布予定、広げていくのかどうか。

○事務局

この2つの機関紙なんですけれども、現在は子ども総合センターのたよりについては各世帯へ回覧させてもらっております。あと、市役所、総合保健福祉センターに置いている状態になっております。はばたきの機関紙については、各学校等へ配布をさせてもらっております。

○上本昌幸会長

よろしいですか。

ほかございませんでしょうか。どんなことでも結構です。

新しい事業ですので、いろいろ御質問等していただき、次につながっていくんじゃないかと思います。

○宮崎拓哉委員

失礼します。手前みそで非常に恐縮なんですけれども、平成28年度の伊予市子ども・子育て支援事業ということでしたので、1つ御報告させていただきます。

社会福祉法人くじらで、先ほど私御紹介させていただいたところ、くじら小規模保育園とペンぎん小規模保育園、いわゆる小規模保育施設の御説明と来年度の認定こども園の開設の御説明をさせていただきまして、また別途児童クラブの運営につきましてもやっちはいるんですけれども、今先ほどからの議題と少し関連する話題としまして、28年度の4月から放課後等デイサービスという事業を法人としても初めての試みだったんですが、伊予市さんのほうで米湊のほうで実施をさせていただいてますので、そちらのほうを御報告させていただきます。

お子さんの保護者の方にまだ1年目ということもありまして幅広く認知されてるかというのと、法人でやっている感覚としましてはまだまだなのかなとは思いますが、1日10人弱ぐらいの支援を要するお子様が通所してくださってるような形ですので、また今後この事業につきましても法人としてしっかり頑張っていきたいと思っております。

以上になります。

○上本昌幸会長

ありがとうございました。

ほか何か御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、28年の第1号議案につきましては以上で終わりたいと思います。

次に、(2)平成29年度伊予市子ども・子育て支援事業(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

では、資料のほうは資料7を御準備ください。

こちらが平成29年4月スタート予定の伊予市母子健康包括支援センター（仮称）の業務内容を紹介するものです。

伊予市では、安心して妊娠、出産、子育てができるように母子保健コーディネーターによる妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うために、保健センター内において保健師や助産師などの専門スタッフが関係機関と連携し相談や支援を行います。

主な業務といたしましては、資料の中段のほうに書いておりますが、母子健康手帳の交付、妊婦一般健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診票の交付、妊娠、出産、子育てに関する相談や支援、妊娠、出産、子育てに関する情報提供、産前産後サービス事業の利用相談と受け付け、授乳や母乳ケアの相談、支援プランの作成とコーディネートなどを行います。また、産前産後サービス事業としまして、産前産後ヘルパー事業と産後ケア事業を行う予定です。

資料7につきましては、以上で説明を終わります。

続きまして、資料8をごらんください。

こちらは、平成29年4月にスタート予定の愛媛県が全県下において実施する補助事業です。愛顔の子育て応援事業という事業名が、仮の事業名ですけど、ついておりまして、この事業は少子化対策を目的とした事業で、合計特殊出生率を目標値に近づけるためには、2人以上の出産をして、安心して産み育てる環境を整えることが重要であるということから、愛媛県が市町と連携して紙おむつの購入に係る経済的支援を行い、出生率の向上につなげるものです。あわせて、県内産業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としております。

この事業の内容としましては、紙おむつの引きかえ券である「愛顔っ子応援券」、これ仮称ですけど、その応援券の配布を予定しておりまして、5万円分の応援券を第2子以降の出生児に配布をします。伊予市は、第2子以降の出生児数が年間140人程度ですので、5万円掛ける140名分の費用について29年度の当初予算に計上をしております。そして、この事業は愛媛県の補助事業ということで、補助率が2分の1ですので、350万円ほどの補助を受けるような予定です。

○事務局

この事業の開始ですが、まだ詳しいことが決定しているわけではございませんが、来年度中には開始するというので、今の計画では8月くらいに開始予定となっております。

資料8につきましては、以上で説明を終わります。

○事務局

それでは、資料9について御説明させていただきます。

これ先ほどからも自己紹介等で御紹介もあったかと思うんですけども、社会福祉法人のくじらさんのほうが開設をいたします認定こども園となります。

これにつきまして、建物の位置につきましては、伊予市米湊、国道56号線沿いのローソンのあたり、既に工事が始まっておりますので、道路からも建物の形が大分わかるような状態になっております。

2階建ての建物として、定員が96名、1階部分には3歳児、4歳児、5歳児の保育室、調理室、図書室、遊戯室等を設置します。2階の部分につきましてはゼロ歳児、1歳児、2歳児の保育室と、あと放課後児童クラブ室、医務室、事務室等を設置することとなっております。完成予定は3月上旬ごろではないかと考えております。

それから、資料はないわけですが、現在、下三谷において放課後児童クラブと小規模保育事業の運営を行っております株式会社遊育さんが開設をいたしますみかんこども園です。こちらの認定こども園につきましては、現在小規模保育所から認定こども園に移行するもので、定員は48名ということで、来年4月開設予定となっております。

以上で事務局からの説明は終わりますが、本日、法人理事の宮崎さんが来られてますので、何か補足があればお願いします。

○上本昌幸会長

では、補足をお願いします。

○宮崎拓哉委員

たびたび恐縮ですが、補足説明させていただきます。

説明の中にも一部ありましたが、認定こども園の中に児童クラブの設置も予定しております。20人という形で少し狭いスペースでしたので、人数のほうもちょっと限定させていただきましたが、そちらのほうでも貢献できるのではなかろうかと思っております。

また、私は現在長崎のほうでこの社会福祉法人くじらの立ち上がり、このきっかけとなった施設であるくじら認定こども園と、伊予がとれただけなんですけども、認定こども園の園長を今しておる者なんですけれども、そちらで子育て支援事業に関して大変力を入れて実施をしております。週に3日ほどで、まだ自治体から補助金をもらってやるものではなく、全て自主事業での子育て支援事業なんですけども、大変地域の皆様に御好評いただいているところではありますので、こちらのほうも今回の伊予くじら認定こども園の中に子育て支援スペースを設けてますので、こちらもあわせて取り組んでいきたいと思っております。

補足に関しては以上です。順調に工事のほう進んでおりますので、よろしく願いいたします。

○上本昌幸会長 先ほど3件の説明がありましたが、それについて御意見を伺いたいと思います。

まず、これ余りごちゃごちゃになったらいけませんので、一つ一つ取り上げてみたいと思います。

一番初め、資料7の伊予市母子健康包括支援センター、これについて何か御意見ございませんでしょうか。御質問でも結構です。

○西田委員 これ利用者は体調不良とかそういう方、産前産後のところなんですけども、受けるんだと思うんですが、これは保険の適用になるんでしょうか、それとも無料でできるサービスなんんでしょうか、その辺。

○事務局 一部は市が補助をして行う事業です。

○西田委員 一部を補助。

○事務局 一部、その事業の中の一部を市が補助する。こちらの資料の中で言いますと、産前産後サービスですが、利用料の中の一部を市が補助して、そのまた一部以外のところを自己負担というふうな形になります、被用者の自己負担。金額とか詳しいことはまだ決まっておられません。

○上本昌幸会長 よろしいでしょうか。

- 西田委員 はい。
- 上本昌幸会長 ほかございませんか。
これもう本当に新しい事業ばかりで皆さん十分理解できにくいところもあるのかもしれませんが、質問でも結構です、お願いいたします。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 上本昌幸会長 それでは、資料8の愛顔の子育て応援事業について、これについて御質問等ありましたらお願いいたします。
これは紙おむつの配布。
- 事務局 紙おむつが購入できる金券のようなものを配布して、買えるものは紙おむつ、紙おむつ以外の引きかえではないんですけど、紙おむつだけです。
- 上本昌幸会長 何か御質問等ありませんか。
次々とすごいのができてきよりますが、ついてよういかなのですが、いかがでしょう。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 事務局 ないようでしたら、次の資料9の伊予くじら認定こども園、これにつきまして何か御質問等ありましたらお願いします。
- 上本昌幸会長 ローソンの裏側にできよるあの分ですか。
- 事務局 はい。
- 上本昌幸会長 何ができよるのかなと思っておりましたんですが、これについて何か御意見や御質問ありませんでしょうか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 特にないようですので、一応ここまで、7、8、9の資料につきまして以上で終わります。
それでは、(3)に移らせていただきます。
(3)教育・保育施設・地域型保育事業の利用定員の設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

失礼いたします。それでは、資料10をお願いいたします。

それでは、子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について御説明をさせていただきます。

資料の説明に入る前に、まず幼稚園、保育所等の施設には定員というものが2つあります。まず、1つが認可定員でありまして、これは施設を設置し、事業認可を受けるに当たって県または市が認可した定員となります。もう一つが利用定員ということで、利用定員は国、県、市町村からの財政支援の給付費を受けるための水準を決定するもので、この利用定員によってそれぞれの施設が受けることができる給付費の単価を設定することになります。

次に、この利用定員の設定につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく子ども・子育て会議の役割の一つであり、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業の利用定員を定める場合には子ども・子育て会議を経ることとされております。

それでは、資料10をごらんください。

まず、1、概要ですが、子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けていることを前提に、施設、事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設、事業として確認することにより認定こども園、幼稚園、保育所については施設型給付、小規模保育等については地域型保育給付という財政支援の対象となり、国、県、市町村からの財政支援を受けられることとなります。

次に、2、利用定員の設定では、(1)に記載してありますように、教育・保育施設であります認定こども園、幼稚園、保育所が施設型給付の対象施設であることの確認は、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定により、施設ごとの区分に応じて認定こども園については1号認定、2号認定、3号認定ごとの利用定員を、幼稚園については1号認定の利用定員を、保育所については2号認定及び3号認定ごとの利用定員を定めて市が行います。

(2)については、地域型保育事業者についての記載で、現在伊予市では小規模保育事業のみを実施しておりますが、これについての確認は、子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により、3号認定の子供の利用定員を定めて市が行います。

次に、3、審議会は、先ほど御説明した子ども・子育て会議において意見聴取した上で利用定員を設定することを記載しております。

次に、4、都道府県協議については、子ども・子育て支援法第31条第3項の規定により、市が教育・保育施設を確認して利用定員を定める場合には県への協議を行わなければならないとされております。

次のページをお願いします。

利用定員設定の考え方ということで、(3)にありますように、利用定員は認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて変わり、①では恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定することになります。また、②では利用定員を超えて受け入れを行った場合、定員規模が実際の規模よりも小さく設定されることで単価が高くなり、適正な給付とならないことから、2年間恒常的に2割以上の定員超過がある場合には給付額の減算措置が適用されることになります。

次に、6の表なんですけれども、これが確認予定の特定教育・保育施設ということで、この3施設が本日皆様から意見聴取をいただく対象施設となっております。

まず、1番目なんですけれども、これは天使幼稚園で、幼稚園ということで1号認定のみの利用定員を設定することになり、認可定員180人に対しまして135人の利用定員ということになります。

2番目が、みかんこども園で、現在は下三谷で小規模保育園となっておりますが、来年4月からは地方裁量型の認定こども園となる予定であります。利用定員は1号、2号、3号認定合わせて48人となっております。

3番目が、伊予くじら認定こども園で、来年4月開設予定で、現在施設を建設中でありまして、利用定員は1号、2号、3号認定を合わせて96人となっております。

参考までに、次のページあると思うんですけれども、平成28年度の施設ごとの利用定員と平成29年度、先ほどの表のものを反映させました平成29年度利用定員案を添付しております。

そして、もう一つあると思うんですけれども、添付しておりますほうの資料は2段に分かれた表となっておりますが、まず上の表につきましては、計画値ということで、伊予市子ども・子育て支援事業計画の56ページにありますものを掲載しております。

下の段の表につきましては、新たな施設や先ほど御説明しました利用定員の変更を反映させたものとなっております。どちらの表も①の黄色い部分が量の見込みということで、最大でこれぐらいの対象者がいるだろうということで算定した数値となっております。②が利用定員の人数をあらわしております。一番下の②－①の数値が量の見込みと利用定員の差を表記しております。

以上で事務局からの説明を終わりますが、天使幼稚園の松本園長さんのほうから何か補足があればお願いいたします。

○松本綾美委員

失礼いたします。天使幼稚園でありますけれども、今現在新制度に移行してない教育をしている、今現在愛媛県私立学校運営補助金をいただいて運営している私立学校、私立幼稚園として運営させていただいておりますが、今の子ども・子育て支援新制度において伊予市から施設型給付をいただいて、財政支援をいただき運営する幼稚園に変更する申請をただいま報告をさせていただいているところであります。

私たちの学園がロザリオ学園と申しまして、愛媛県下に8つの園があります。少子化が進む中、市の中でどこの園も古くから設立しております、当園もちょうど1954年に設立して、現在も伊予市の中で運営させていただいている中で、できれば質の高い教育、保育をしながら子育ての負担を減らすということで、市から財政支援をいただいて運営ができればと思って、この施設型給付に移行というのを考えております。

ちょうど先日、12月7日に保護者に説明会を行いました。新年度入る子供たちは9月に実は募集をかけておまして、定員が予定では来年の130名程度の予定でありますので、今現在の設定は180名利用定員のところを135名に下げて、4クラスとして運営をとということで説明を終えたところで、保護者のほうも、今現在いただいているのは私立幼稚園の保護者負担が大きいということで、伊予市から就園奨励費補助金という支給を行っていただいて、保護者が減額といいますか、3月に現金を個々に徴収いただいているという形ではありますが、毎月の負担が施設型給付をいただくことによって所得に応じて変わってくるということで、保護者も理解をいただき、市がたくさんの子育て支援へのさまざまな制度をつくってくれていることでとても喜んで、そして子育てを一緒にしていきたいという理解、そして運営も協力していきたいということで納得をしていただいている状況がありますことを皆さんに報告させていただきます。 以上です。

- 上本昌幸会長 ありがとうございます。
くじら園さんあたり説明、補足があれば。
- 宮崎拓哉委員 途中事務局のほうからも御説明がありましたので、特段補足はありません。予定につきましては、ここに記載されているとおりです。
幼・保連携型という形で幼稚園の機能、保育所の機能を兼ね備えた形の認定こども園という位置づけではあるんですけども、もともと法人設立のときにできてた保育園がありまして、長崎でやってる認定こども園も保育所型認定こども園を運営しているところでもありますので、1号認定の定員が若干少な目に設定されているのはそのことが理由として上げられます。そこだけ補足の説明とさせていただきます。
- 上本昌幸会長 みかんこども園はないですか。
- 事務局 はい。
- 上本昌幸会長 わかりました。
それでは、先ほど説明いただきましたことにつきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。
お願いします。
- 篠崎美香委員 幼・保連携型認定こども園についてお尋ねしたいんですけども、1号21名、2号39名と分けて募集人数があるんですけど、子供たちの受ける内容っていうのは違ってくるんですかね。その辺がちょっとよくわからなくて、済みません、教えてください。
- 宮崎拓哉委員 よくある御質問だと思います。私ができる、私が感じてる範囲でお答えさせていただきますと、まず幼稚園の子供たち、保育園の子供たちと認定上は位置づけが決まっているわけなんですけども、子供たち同士はそのあたり余りよくわからないような形でみんな一緒にその年齢の子供たちで生活をしていくことになります。

○宮崎拓哉委員

ただ、大きく違うのは、保育時間、教育時間がそれぞれ違いますので、幼稚園に認定されている子供たちはお迎えのほうが早い形になります。その部分で保育所に認定される子供たちがお昼寝の時間帯に大体送迎の時間が重なる形になりますので、そこまで昼寝をしない形で別室で待機したりとか、というところでその子供たちだけ帰宅をするということが生活上は少し違いがあるかなと。

あとは、実際に受ける保育、教育につきましては、基本的に幼稚園の子はこの時間は別のことをやります、保育園の子供たちは別のことをやりますということはせずに、基本的に一緒のことをやります。

先ほど申し上げたような形で、間違いなく保育所寄りの保育、教育の考え方が法人として強いことは間違いのないと思いますので、そういう部分は実質上のプログラムの中にも教育の感じよりはいわゆる安全にお預かりする、その中でできる限りの、別途のプログラム、例えば、私体育の人間なんですけれども、じゃあ運動しましょう、はい、教室やりましょうね、理事長は少し音楽のほうが好きなんですけれども、じゃあ音楽教室にそれ入れましょうねっていう部分は幼稚園の教育部分のサポートとして行っていききたいと考えているところです。

○篠崎美香委員

ありがとうございました。

○上本昌幸会長

よろしいでしょうか。

○篠崎美香委員

ありがとうございます。

○上本昌幸会長

ほか何か御質問ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本昌幸会長

そしたら、次へ進めていただきたいと思います。

○上本昌幸会長

それでは次、(4)その他についてであります。本日はせっかくの機会ですので、伊予市の子ども・子育て支援事業に関する御意見や御要望等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。どんなところでも、今まで出された内容のこと、それ以外でも構いません、ありましたらお願いいたします。

事務局のほうから何かありますか。

○事務局

失礼します。事務局のほうから、来年1月21日土曜日に行います伊予市子ども・子育てフォーラムについてお知らせをさせていただけたらと思います。

お手元にチラシをお配りさせていただいております。そちらのほうをごらんになっていただけたらと思います。

伊予市子ども・子育てフォーラムなんですけれども、本年度1月21日土曜日にウエルピア伊予のほうで開催をさせていただきます。

スケジュールについては、まずパネルディスカッションと、その後つるのさん、市長を交えたトークショーのほうを行う予定なんですけれども、パネルディスカッションについては、今年子ども・子育てフォーラムのテーマは、男性の子育てということで、全員男の方にパネラーになっていただきます。ここにおられるくじら認定こども園の宮崎さんと、あと市役所の職員、そして一般の方、この3名に出ていただいて、コーディネーターをこの会の副会長であります大上さんのほうにさせていただいて、パネルディスカッションのほうを行っていただきます。その後、男性の子育て、イクメンとして有名なつるの剛土さんのほうに出ていただいて、1時間程度トークショーのほうを行わせていただく予定になっております。

今募集期間で募集しているんですけれども、ここにいる皆さんについては御案内をさせていただきます。是非参加していただけたらと思っております。また、お知り合いの方がおられたら、是非参加をしていただくように声をかけていただけたらなと思っております。まだ定員にあきがございますので、この募集要項に沿って応募していただけたら、参加ができると思いますので、皆さん是非お知り合いにお声をかけていただけたらと思っております。

○事務局

最後のほうに、つるの剛士さんのサイン入りの記念品をじゃんけん大会をして皆さんに当たるようになっておりますので、楽しい会になると思います。

以上です。

○上本昌幸会長

ありがとうございました。

伊予市子ども・子育てフォーラムが1月21日にあるので、是非ご参加くださいということです。

○事務局

済みません、事務局のほうからお知らせというか、今日皆さんにお配りしている資料の中で、「なるほどBOOKすくすくジャパン!」という、お手元にお配りしているんですが、この資料は子ども・子育て支援新制度について、イラストとかが入って比較的わかりやすく説明がされている資料でございますので、またお帰りになってから中のほうにも目を通していただきまして、子ども・子育て支援新制度についてまた御理解をいただいたらなと思いますので、よろしくお願いします。

それと、最後にもう一つなんですが、今後の子育て会議の運営についてです。

今年度の会議につきましては、本日の会議をもって最後になるものと考えております。

ただし、今後において、子ども・子育て支援新制度に関して検討や協議をしなければならない案件が出てきた場合には、会議を開く予定としております。来年度につきましても、年に1回から2回の開催を予定しておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。

○上本昌幸会長

ありがとうございました。

全体を通しまして、もうこれで一応終了したいと思います。

本日、各委員さんから出ました御意見、御要望の処理につきましては、会長に御一任くださいますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ということでさせていただきます。

○上本昌幸会長

それでは、今後、事務局のほうと調整をしながら対応させていただきま
す。特に御意見がないようでしたら、以上をもちまして本日の全ての審議
を終了いたします。御協力ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

○事務局

上本会長さん、ありがとうございました。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただき、円滑な議事の進行に
御協力を賜りありがとうございました。本日皆様からいただきました御意
見を参考に、またこれからの子育て支援の充実に努めてまいりたいと思ひ
ます。

それでは、以上をもちまして第7回伊予市子ども・子育て会議を閉会い
たします。

お疲れさまでした。